富士河口湖町長 渡辺 喜久男 様

富士河口湖町監査委員 倉沢 宗治

富士河口湖町監査委員 赤池 正文

富士河口湖町監査委員 梶原 義美

財政援助団体等監査(指定管理施設)の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり結果を報告します。

令和3年度 財政援助団体等監査報告書

(指定管理施設)

令和4年1月

富士河口湖町監査委員

1. 根拠法令及び準拠基準

- ·地方自治法第199条第7項
- ·富士河口湖町監査基準

2. 監査の種類

財政援助団体等監査

3. 監査実施日

令和4年1月28日(金)

4. 監査対象課(局)及び団体等

公の施設の指定管理者及び担当課(局)

施設名	担当課	指定管理者
富士ヶ嶺バイオセンター	農林課	鷹取建材株式会社
山梨宝石博物館	観光課	有限会社 山梨宝石博物館
富士河口湖町民プール	生涯学習課	株式会社 ブルーアースジャパン
本栖湖スポーツセンター	生涯学習課	株式会社 R.project

5. 監査の着眼点

- ・指定管理料の算定及び出納事務は適正に行われているか。
- ・指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
- ・指定管理の効果及び条件の履行の確認は適切に行われているか。
- ・指定管理委託料は適切に使用されているか。

6. 監査の内容・方法

担当課(局) < (株) ブルーアースジャパン担当者、(株) R. project担当者の出席あり> から、指定管理施設に係る調査表及び協定書、事業計画書、実績報告書等の関係書類の提出を受け、指定管理業務等の概要説明を聴取し、質疑応答する形式で監査を実施した。

7. 監査の結果

担当課(局)及び当該財政援助団体の指定管理に係る出納及びその他の事務は適正に行われていると認められた。ただし、指定管理に係る基本協定書と事業計画書との整合性がとれない部分があったため、事業計画内容の再確認をしていただきたい。また、事業計画、事業報告等においても、規定されている提出期日等が順守されない施設が見受けられたため、担当課は提出期日を再確認するとともに、記載内容についても順守されている内容か確認のうえ、指定管理者へは、協定書を順守した適正な書類提出を求めていただきたい。さらには、協定更新時において、指定管理者の全事業状況や全財務状況を十分に把握・確認し、施設の円滑な管理運営が安定的に続くよう努力してもらいたい。

8. 監査に係る意見

<指定管理施設先毎の意見>

(1)富士ヶ嶺バイオセンター

基本協定書第13条(管理施設の修繕等)、同第24条(リスク分担)に伴う工事等の台帳(平成21年~令和3年)を追加提出資料として確認したところ、総計97件、総額約2億7,776万円であり、内訳は町費からの支出は約1億5,714万円(総額対する負担割合約57%)、国費約4,013万円(同約14%)、保険金約8,048万円(同約29%)となっており、町費での負担が抑えられており、指定管理者制度がうまく活用されていると見受けられた。さらには、所管課からの説明においても日々の業務姿勢や対応などからも信頼できる指定管理者であるとの説明もあり、地区産業の中心である畜産業を育成・助成していくためにも欠かせない基幹施設であると考えられるため、出来るだけリスクを回避しつつ安定運営を続けていただきたい。

(2)山梨宝石博物館

今回の対象施設全体にも言えるが、コロナ禍で入館料収入が激減しており、決算書おいて も、令和2年は純損失約161万円となっている。しかしながら、過去利益の蓄積である剰余金 が約8,170万円あり、年間100万円の地代も適正にしっかり支払われており、指定管理者と して大変安全な法人であると考える。引き続き、インバウンド関連等の入館者が回復するまで、 健全な施設運営をしてもらいたい。

(3) 富士河口湖町民プール

基本協定書第 24 条第 2 項(指定管理者が付保しなければならない保険について)と事業計画書に掲載されている加入保険の保険金額に相違があったため、基本協定書と実際に加入している保険内容を確認のうえ、事業計画書の訂正を行ってもらいたい。

また、基本協定書第 17 条の納付金について以下のとおりの納付実績となっているが、コロナ禍における影響が出ているため仕方ない状況であるが、安定した施設運営となるよう管理者と連絡を密にしながら、引き続き管理監督してもらいたい。

「納付金の実績」平成30年度 1,293,285円 令和元年度 1,320,578円 令和2年度 0円

(4)本栖湖スポーツセンター

指定管理者としての契約は令和4年3月末で満6年となり、今回の対象施設の中では最も新しい契約(平成28年3月18日から)となっている。管理者の現地責任者も同席し、指定管理者の会社概要説明(全国に10施設程の管理委託業務を請け負っている等)を受け、大変素晴しい実績があり、堅実な施設運営をしていると思われる。

ただし、基本協定書第32条における納付金について、以下のとおりの納付実績となっており、コロナ禍における影響が出ているため仕方ない状況であるが、他の施設同様に、安定した施設運営となるよう管理者と連絡を密にしながら、引き続き管理監督してもらいたい。

また、本施設は、山梨県から譲渡された施設となっており、経年劣化により今後管理物件の修繕・更新等の増加が見込まれるため、(1)の施設同様、国・県の補助金等の活用、基本協定書第36条により加入が義務付けられている保険等の活用により町負担が軽減されるよう指導してもらいたい。

「納付金の実績」 平成30年度 4,030,973円 令和元年度 2,548,994円 令和2年度 0円

<総括>

各指定管理者においては、昨年度にから続く新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用 者減少による利用料金収入の激減、施設の利用制限、感染拡大防止対策の実施等の対応に 苦慮している状況であることは承知しているが、担当課においては、より一層、指定管理者と 連絡を密にとり、指定管理者の現状把握に努め、指定管理の目的に沿って施設が円滑に運営 できるよう、必要な指導、助言、援助等を行っていただきたい。